



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
4月9日
第197号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則(薬務課)	2
※滋賀県永源寺ダム管理規則の一部を改正する規則(耕地課)	2
○ 告 示	
※滋賀県指定金融機関および滋賀県収納代理金融機関の名称および取扱店舗の一部改正(管理課)	3
滋賀応援寄附の収納事務の委託(企画調整課)	3
保安林の指定施業要件の変更(森林保全課)	3
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課)	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定(障害福祉課)	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課)	6
男女共同参画センター施設・設備使用料の徴収事務の委託(女性活躍推進課)	7
○ 公 告	
大津湖南都市計画、甲賀都市計画および近江八幡八日市都市計画下水道事業の公告(下水道課)	7
大津湖南都市計画下水道事業の公告(下水道課)	7
長浜北部都市計画、米原東北部都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画および湖東都市計画下水道事業の公告(下水道課)	8
高島都市計画下水道事業の公告(下水道課)	8
自然環境保全協定締結の公告(自然環境保全課)	8
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	8
基本測量実施公告(監理課)	15
公共測量実施公告(監理課)	15
公共測量終了公告(監理課)	15
建築協定の認可公告(建築課)	16
一般競争入札の公告(税政課、警察本部会計課)	16
落札者決定の公告(下水道課)	19
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖東)	20
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(湖東)	20
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区定款変更認可公告(大津・南部、東近江、湖東)	21
○ 労働委員会告示	
滋賀県労働委員会あっせん員候補者の氏名等	21
○ 病院事業庁告示	
病院事業の業務に係る公金の収納事務の委託	22

規 則

滋賀県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第44号

滋賀県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和38年滋賀県規則第66号)の一部を次のように改正する。

別表費用徴収基準の表注2(3)を削る。

別記様式第1号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「氏名.....」を「氏名.....」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第2号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「氏名.....」を「氏名.....」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第3号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「矯正施設の長氏名.....」を「矯正施設の長氏名.....」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第5号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「氏名.....」を「氏名.....」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第6号中「氏名.....」を「氏名.....」に改め、同様式注を削る。

別記様式第8号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「当該施設の管理者の氏名.....」を「当該施設の管理者の氏名.....」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第9号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「管理者の氏名.....」を「管理者の氏名.....」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第11号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「滋賀県麻薬中毒審査会長.....」を「滋賀県麻薬中毒審査会長.....」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和3年7月分以後の費用徴収の額の認定について適用し、同年6月分までの費用徴収の額の認定については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県麻薬及び向精神薬取締法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県永源寺ダム管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第45号

滋賀県永源寺ダム管理規則の一部を改正する規則

滋賀県永源寺ダム管理規則(昭和58年滋賀県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第17条に次の1項を加える。

- 2 所長は、水害が発生するおそれがある場合には、河川法第47条第1項の規定により定められたダムの操作規程に基づき、貯留された水を事前に放流し、ダムの水位を低下させるよう努めるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第286号

令和2年滋賀県告示第140号(滋賀県指定金融機関および滋賀県収納代理金融機関の名称および取扱店舗)の一部を次のように改正する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 2 収納代理金融機関の表中「レーク大津農業協同組合」を「レーク滋賀農業協同組合」に、

「草津市農業協同組合 おうみ富士農業協同組合 栗東市農業協同組合 甲賀農業協同組合」	「北びわこ農業協同組合 マキノ町農業協同組合 今津町農業協同組合 西びわこ農業協同組合 新旭町農業協同組合」
---	--

 を「甲賀農業協同組合」に、今津町農業協同組合を「北びわこ農業協同組合」に

改める。

付 則

この告示は、令和3年4月9日から施行する。

滋賀県告示第287号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀応援寄附の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- 2 委託事務の内容 寄附者がふるさとチョイスを通じて申込みをしたふるさと納税としての寄附金を、株式会社トラストバンクが滋賀県に代わり収納し、これを滋賀県へ引き渡す業務
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 4 収納の方法 マルチペイメントサービスの全ての決済手段による。

滋賀県告示第288号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第289号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
慈円	彦根市下岡部町632	NPO法人シード	彦根市本庄町3799番地	放課後等デイサービス	令和3.4.1	2550200337
こども発達サポートカラフル	長浜市平方町238ワイエフビル23	一般社団法人スイビー	長浜市平方町238ワイエフビル23	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和3.4.1	2550300202
放課後等デイサービスリズム	長浜市木之本町木之本1952番地	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル	放課後等デイサービス	令和3.4.1	2550300210
ジュニアスペース・らいぶ守山	守山市今市町203-11	株式会社スカイ	京都府京都市中京区河原町通二条上ル清水町359番地ABビル2F	放課後等デイサービス	令和3.4.1	2550700310
成基の療育教室ゴールフリーB5守山教室	守山市今宿三丁目1-5	株式会社成基	京都府京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町265番地2SCGビル	放課後等デイサービス	令和3.4.1	2550700328
甲賀市児童発達支援センターつみき	甲賀市甲南町野田810番地	甲賀市	甲賀市水口町水口6053番地	児童発達支援(センター)	令和3.4.1	2551400068
高島市カンガルー教室	高島市新旭町北畑45番地1	高島市	高島市新旭町北畑565番地	児童発達支援(センター)	令和3.4.1	2552200020
高島市児童発達支援センター「エール」	高島市新旭町北畑45番地1	高島市	高島市新旭町北畑565番地	保育所等訪問支援	令和3.4.1	2552200020
青空ひだまり	米原市能登瀬1322-1	社会福祉法人ひだまり	米原市本郷603番地1	放課後等デイサービス	令和3.4.1	2552400067

滋賀県告示第290号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
--------	---------	----	------------	---------------	-------	-------

HEART WORK結	彦根市大藪町 2638番地	社会福祉法人 ひかり福祉会	長浜市鳥羽上 町68番地1	就労移行支援	令和3.4.1	2510200211
第2ショー トステイ じゅう楽	彦根市稲枝町 336-1	一般社団法人 じゅう楽	東近江市五個 荘金堂町940番 地	短期入所	令和3.4.1	2510200674
プリズム・ テラス	東近江市伊庭 町11番地	社会福祉法人 蒲生野会	東近江市小脇 町2089番地	生活介護	令和3.4.1	2510500503
地域総合生 活支援セン ターはんど くさん	東近江市上中 野町397	社会福祉法人 美輪湖の家	東近江市百済 寺本町1543番 地	自立生活援助	令和3.4.1	2510500735
短期入所住 倉草津	草津市長束町 265	社会福祉法人 三穂の園	岡山県倉敷市 玉島服部3788 番地1	短期入所	令和3.4.1	2510600808
ばとん短期 入所	草津市山寺町 1147	特定非営利活 動法人すまい る	草津市木川町 808-2	短期入所	令和3.4.1	2510600816
住倉草津作 業所	草津市芦浦町 536番の1	社会福祉法人 三穂の園	岡山県倉敷市 玉島服部3788 番地1	生活介護	令和3.4.1	2510600824
生活介護 とういんく る・ポワ	草津市追分三 丁目22-9- 102	特定非営利活 動法人あい・ ビリーブ	草津市追分三 丁目22番12- 201	共生型生活介護	令和3.4.1	2510600832
祥	守山市欲賀町 929-4	株式会社奏	守山市守山二 丁目11番17号	生活介護	令和3.4.1	2510700566
ウェルメン ト水口2	甲賀市水口町 三本柳287-1	特定非営利活 動法人ウェル メント	甲賀市水口町 笹が丘1番地 59	就労継続支援A 型	令和3.4.1	2511400414
短期入所と いう	高島市新旭町 北畑962番地1	社会福祉法人 虹の会	高島市新旭町 北畑45番地	短期入所	令和3.4.1	2512200375
働き教育 センター湖 南	湖南市吉永302 番地	学校法人関西 福祉学園	京都府京都市 伏見区竹田段 川原町207番地	就労継続支援B 型 就労移行支援 就労定着支援	令和3.4.1	2512300266
大空ひだま り	米原市能登瀬 1322-1	社会福祉法人 ひだまり	米原市本郷603 番地1	生活介護	令和3.4.1	2512400231
星空ひだま り	米原市能登瀬 1322-1	社会福祉法人 ひだまり	米原市本郷603 番地1	短期入所	令和3.4.1	2512400231
第2グルー プホーム じゅう楽	彦根市稲枝町 336-1	一般社団法人 じゅう楽	東近江市五個 荘金堂町940番 地	共同生活援助 (介護サービス 包括型)	令和3.4.1	2520200193
グループ ホームココ カラ	東近江市ひば り丘町2番31 号	株式会社ココ カラ	東近江市ひば り丘町2番31 号	共同生活援助 (介護サービス 包括型)	令和3.4.1	2520500337
ホームヒー ロー	東近江市桜川 西町334-2	社会福祉法人 蒲生野会	東近江市小脇 町2089番地	共同生活援助 (介護サービス 包括型)	令和3.4.1	2520500345
ホームばと ん	草津市山寺町 1147	特定非営利活 動法人すまい	草津市木川町 808番地2	共同生活援助 (介護サービス 包括型)	令和3.4.1	2520600137

		る		包括型)		
グループ ホーム住倉 草津	草津市長東町 265	社会福祉法人 三穂の園	岡山県倉敷市 玉島服部3788 番地1	共同生活援助 (介護サービス 包括型)	令和3.4.1	2520600145
とよさと	犬上郡豊郷町 沢506番地1	社会福祉法人 あすなろ福祉 会	犬上郡豊郷町 沢506番地1	共同生活援助 (介護サービス 包括型)	令和3.4.1	2521800132
という	高島市新旭町 北畑962番地1	社会福祉法人 虹の会	高島市新旭町 北畑45番地	共同生活援助 (日中サービス 支援型)	令和3.4.1	2522200159

滋賀県告示第291号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
働き教育 センター甲 賀	甲賀市甲南町 寺庄960番	学校法人関西 福祉学園	京都府京都市伏 見区竹田段川原 町207番地	就労移行支援	2511400406	令和3.3.31
あすなろ寮	犬上郡豊郷町 大字沢506番地 1	社会福祉法人 あすなろ福祉 会	犬上郡豊郷町大 字沢506番地1	宿泊型自立訓練	2511800100	令和3.3.31
特定非営利 活動法人ふ れあい広場 ハーモニー	東近江市東沖 野二丁目1- 3	特定非営利活 動法人ふれあ い広場ハーモ ニー	東近江市東沖野 二丁目1-3	共同生活援助	2520500071	令和3.3.31

滋賀県告示第292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者として、次の者を指定した。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定地域相談支援の種類	指定年月日	事業所番号
東近江地域障 害者生活支援 センターサテ ライト近江八 幡	近江八幡市 多賀町599- 3	社会福祉法人 蒲生野会	東近江市小脇町 字栄2089番地	地域移行支援 地域定着支援	令和3.4.1	2530400049
東近江地域障 害者生活支援 センター桜川	東近江市桜 川西町334番 地	社会福祉法人 蒲生野会	東近江市小脇町 字栄2089番地	地域移行支援 地域定着支援	令和3.4.1	2530500111

滋賀県告示第293号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
耳鼻咽喉科坂口クリニック	近江八幡市白鳥町48番地7	病院・診療所	令和3.3.31

滋賀県告示第294号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、男女共同参画センター施設・設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 特定非営利活動法人男女共同参画をすすめる会・I YOU 淡海 近江八幡市鷹飼町105番地の2
- 2 委託事務の内容 男女共同参画センター施設・設備使用料の徴収事務
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

公 告

大津湖南都市計画、甲賀都市計画および近江八幡八日市都市計画下水道事業の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき令和3年3月19日付け近畿地方整備局告示第56号で近畿地方整備局長の認可を受けた大津湖南都市計画、甲賀都市計画および近江八幡八日市都市計画下水道事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画事業の種類および名称 昭和47年建設省告示第545号大津湖南都市計画、甲賀都市計画および近江八幡八日市都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道(湖南中部処理区、勝部出庭排水区)
- 2 施行者の名称 滋賀県
- 3 事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和47年3月24日から令和8年3月31日まで

大津湖南都市計画下水道事業の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき令和3年3月19日付け近畿地方整備局告示第57号で近畿地方整備局長の認可を受けた大津湖南都市計画下水道事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画事業の種類および名称 昭和53年建設省告示第309号大津湖南都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道(湖西処理区)
 - 2 施行者の名称 滋賀県
 - 3 事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 事業施行期間 昭和53年3月13日から令和8年3月31日まで
-

長浜北部都市計画、米原東北部都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画および湖東都市計画下水道事業の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき令和3年3月19日付け近畿地方整備局告示第58号で近畿地方整備局長の認可を受けた長浜北部都市計画、米原東北部都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画および湖東都市計画下水道事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画事業の種類および名称 昭和57年建設省告示第256号長浜北部都市計画、米原東北部都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画および湖東都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道(東北部処理区)
- 2 施行者の名称 滋賀県
- 3 事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和57年2月23日から令和8年3月31日まで

高島都市計画下水道事業の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき令和3年3月19日付け近畿地方整備局告示第59号で近畿地方整備局長の認可を受けた高島都市計画下水道事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画事業の種類および名称 平成2年建設省告示第1523号高島都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道(高島処理区)
- 2 施行者の名称 滋賀県
- 3 事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 平成2年9月1日から令和8年3月31日まで

自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり令和3年3月24日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事業者の名称 たち建設株式会社 代表取締役 猪飼英男
- 2 事業目的 岩石採取のため
- 3 事業区域 甲賀市信楽町西字笹原549番地、宇大岩谷562番地、宇地獄谷563番地、宇潜木570番地
- 4 事業面積 127,922.84㎡

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂石山店 大津市松原町13番15号
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか未定

- (2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか6者
- 3 変更年月日 令和2年11月12日
- 4 変更の理由 小売業を行う者の入店が決定したため
- 5 届出年月日 令和3年2月24日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
- (2) 縦覧期間 令和3年4月9日から令和3年8月10日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和3年8月10日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート大津京店 大津市柳川二丁目6番2号
- 2 変更した事項
- (1) 変更前
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか4者
- (2) 変更後
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか4者
- 3 変更年月日 アについては平成29年2月13日ほか、イについては平成26年3月7日ほか
- 4 変更の理由 アについては本店移転および代表者の変更のため、イについては小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入替のため
- 5 届出年月日 令和3年2月24日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
- (2) 縦覧期間 令和3年4月9日から令和3年8月10日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和3年8月10日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂唐崎店 大津市見世二丁目11番35号
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
 - (2) 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか1者
- 3 変更年月日 アについては平成29年2月13日ほか、イについては平成29年5月18日ほか
- 4 変更の理由 アについては本店移転および代表者の変更のため、イについては小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入店のため
- 5 届出年月日 令和3年2月24日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 令和3年4月9日から令和3年8月10日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和3年8月10日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート雄琴駅前店 大津市雄琴北二丁目2番10号
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか3者
 - (2) 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか1者
- 3 変更年月日 アについては平成29年2月13日ほか、イについては平成17年4月22日ほか
- 4 変更の理由 アについては本店移転および代表者の変更のため、イについては小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入替のため
- 5 届出年月日 令和3年2月24日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和3年4月9日から令和3年8月10日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年8月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ堅田 大津市本堅田五丁目20番10号

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか30者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか26者

3 変更年月日 アについては平成29年2月13日ほか、イについては平成23年5月31日ほか

4 変更の理由 アについては本店移転および代表者の変更のため、イについては小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入替のため

5 届出年月日 令和3年2月24日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和3年4月9日から令和3年8月10日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年8月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 和邇駅前ショッピングセンター 大津市和邇中浜432番地、424番地

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 夏原平和

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏

名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 夏原平和 ほか10者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか9者

3 変更年月日 アについては平成29年5月18日、イについては平成22年9月20日ほか

4 変更の理由 アについては代表者の変更のため、イについては小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入替えのため

5 届出年月日 令和3年2月24日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和3年4月9日から令和3年8月10日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年8月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 レイクモール坂本店 大津市坂本七丁目24番1号

2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか24者

(2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか11者

3 変更年月日 平成17年8月21日ほか

4 変更の理由 小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入替えのため

5 届出年月日 令和3年2月24日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和3年4月9日から令和3年8月10日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年8月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 守山ショッピングスクウェア 守山市梅田町5番6号

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 夏原平和

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 夏原平和 ほか6者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか3者

3 変更年月日 アについては平成29年5月18日、イについては平成29年5月18日ほか

4 変更の理由 アについては代表者の変更のため、イについては小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入替えのため

5 届出年月日 令和3年2月24日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 令和3年4月9日から令和3年8月10日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年8月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ビバシティ彦根 彦根市竹ヶ鼻町43番地1

2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか66者

(2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか53者

3 変更年月日 平成20年5月10日ほか

4 変更の理由 小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入替えのため

5 届出年月日 令和3年2月24日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和3年4月9日から令和3年8月10日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年8月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 今津ショッピングセンター 高島市今津町今津1688番地
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 協同組合今津ショッピングセンター 高島市今津町今津1688番地 代表理事 清水重和
株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか24者
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 協同組合今津ショッピングセンター 高島市今津町今津1688番地 代表理事 饗庭稔雄 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか4者
- 3 変更年月日 アについては平成29年2月13日ほか、イについては平成29年2月13日ほか
- 4 変更の理由 アについては本店移転および代表者の変更のため、イについては小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入替えのため
- 5 届出年月日 令和3年2月24日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565番地
 - (2) 縦覧期間 令和3年4月9日から令和3年8月10日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和3年8月10日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂あどがわ店 高島市安曇川町西万木55番地
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか11者
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか8者
- 3 変更年月日 アについては平成29年2月13日ほか、イについては平成22年4月22日ほか

- 4 変更の理由 アについては本店移転および代表者の変更のため、イについては小売業者の住所および代表者の変更ならびに小売業者の入替えのため
- 5 届出年月日 令和3年2月24日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565番地
- (2) 縦覧期間 令和3年4月9日から令和3年8月10日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和3年8月10日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(国土広域情報修正)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条1項の規定により、国土交通省国土地理院長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所長 門田 光司から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(河川定期縦断測量)
- 2 作業の地域 草津市新浜町、草津市矢橋町、草津市南山田町、草津市山田町、草津市北山田町、草津市下笠町、草津市志那町、草津市志那中町、草津市下寺町、草津市下物町、守山市山賀町、守山市赤野井町、守山市洲本町、守山市木浜町、守山市今浜町、守山市幸津川町、守山市小浜町、野洲市吉川、野洲市菖蒲、野洲市喜合、野洲市安治、近江八幡市佐波江町、近江八幡市野村町、近江八幡市牧町、近江八幡市南津田町、近江八幡市津田町、近江八

幡市長命寺町、近江八幡市白王町、東近江市栗見新田町、東近江市栗見出在家町、長浜市祇園町、長浜市相撲町、長浜市川道町、長浜市南浜町、長浜市大浜町、長浜市八木浜町、長浜市下八木町、長浜市早崎町、長浜市益田町、長浜市安養寺町、長浜市湖北町尾上、長浜市湖北町今西、長浜市湖北町延勝寺、長浜市湖北町海老江、高島市新旭町饗庭、高島市新旭町旭、高島市新旭町針江、高島市新旭町深溝、高島市新旭町藁園、高島市新旭町太田、高島市安曇川町北船木

3 作業の終了日 令和3年3月8日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米原市長 平尾 道雄から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 米原市野一色
- 3 作業の終了日 令和3年3月10日

建築協定の認可公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定に基づき令和3年3月26日に建築協定を認可したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 認可番号 滋賀県指令滋建指第77号
- 2 申請者の住所および氏名 蒲生郡竜王町大字山面字向山35番11 グリーンヒル美松台建築協定運営委員会 委員長 西岡昌昭
- 3 建築協定区域の地名および地番 蒲生郡竜王町大字山面字三ツ山431番6 ほか580筆
- 4 建築協定区域隣接地の地名および地番 蒲生郡竜王町大字山面字向山35番202 ほか47筆

一般競争入札の公告

令和3年度における滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品名および数量 滋賀県税務総合システム用機器等 一式
 - (2) 借入物品の内容等 入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
 - (3) 借入期間 令和4年1月1日から令和8年12月31日まで
 - (4) 借入場所 入札説明書等による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和3年滋賀県告示第68号)に規定する資格を有すると認められて、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に次に掲げる営業種目のいずれにも登録されていること。
 - ア 営業種目 大分類:02役務 中分類:16リース・レンタル 小分類:01事務用機械器具賃貸 細分類:01電子計算機・同関連機器賃貸
 - イ 営業種目 大分類:02役務 中分類:16リース・レンタル 小分類:02産業用機械器具賃貸 細分類:01通信機械器具賃貸

なお、新たに入札参加者の資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 借入期間中、借入機器等に係る修理および部品供給等を行う体制を整えた者であること。
(6) 平成27年4月1日以降において、物理サーバー3台以上で構成された、仮想化技術を用いた情報システムにおけるサーバー機器等の借入(保守を含む。)に係る契約を締結した実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札参加資格申請書(2(4)から(6)までに掲げる資格を有することを証する書類)

(2) 提出期限 令和3年5月11日(火)17時まで

(3) 提出場所 滋賀県総務部税政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3217

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県総務部税政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3217 メールアドレス bg00@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和3年4月9日(金)から令和3年5月19日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、メールによる交付も可能とする。メールによる交付を希望する場合は、表題を「滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借入札資料請求」とし、本文に法人の名称、担当者の所属および氏名、電話番号、FAX番号ならびに交付先メールアドレスを記載したメールを(1)に示すメールアドレスあてに送付し、送付した旨を(1)の問合せ先に電話で報告すること。

(4) 入札説明会の日時および場所 令和3年4月19日(月)14時 滋賀県庁新館7階システム設計室IB(大津市京町四丁目1番1号) なお、入札説明会の参加は必須ではない。

(5) 入札書の提出期限 令和3年5月19日(水)17時 郵送による場合は、書留郵便により本提出期限までに必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(6) 開札の日時および場所 令和3年5月20日(木)10時 滋賀県総務部税政課(大津市京町四丁目1番1号)

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、総賃貸借料(60月分)を記載することとする。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した物品を貸し付けることができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者は、別途滋賀県が指定した期日までに、滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う場合がある。再度の入札に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者に限るものとし、無効の入札をした者は、再度の入札に参加する

ことができない。

- (4) 落札者は、落札者の決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented : Equipments used for Shiga Prefecture's integrated tax system
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, May 19, 2021
- (3) For further information, contact : Tax Policy Division, Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3217

一般競争入札の公告

電子線マイクロアナライザーの借入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 電子線マイクロアナライザー(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和3年10月1日(金)から令和10年9月30日(土)まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和3年滋賀県告示第68号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。
ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル
イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、同等品申請書
- (2) 提出期限 令和3年5月10日(月)午後5時まで
- (3) 提出場所 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2263)
- (2) 契約条項を示す期間 令和3年4月9日(金)から同年5月18日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前10時から午後5時までおよび同年5月19日(水)午前10時から午後1時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付する。なお、郵送による交付を希

望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和3年5月19日(水)午前11時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便(一般書留または簡易書留)に限る。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和3年5月19日(水)午後1時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、総貸賃借料の総額を記載すること。詳細については入札説明書による。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手續要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Electron microanalyzer, 1 set

(2) Deadline for tender: 11:00, May 19, 2021

(3) For further information, contact: Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2263)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和3年度琵琶湖流域下水道東北部浄化センターばいじん

収集運搬業務および処分業務委託 一式

- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和3年2月19日(金)
- 4 落札者の氏名および住所
収集運搬 株式会社エコプラン 代表取締役 上田貴磨 長浜市田町14番地
処 分 公益財団法人滋賀県環境事業公社 副理事長 室直樹 甲賀市甲賀町神645番地
- 5 落札金額(消費税および地方消費税込み)
収集運搬 6,600円/t
処 分 4,840円/t
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年11月24日(火)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年4月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和3年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターばいじん収集運搬業務および処分業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和3年2月19日(金)
- 4 落札者の氏名および住所
収集運搬 甲陽興産株式会社 代表取締役 北角治太 甲賀市甲賀町相模319番地
処 分 公益財団法人滋賀県環境事業公社 副理事長 室直樹 甲賀市甲賀町神645番地
- 5 落札金額(消費税および地方消費税込み)
収集運搬 6,050円/t
処 分 4,840円/t
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年12月22日(火)

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年4月9日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
彦根ケアセンターそよ風	滋賀県彦根市 駅東町2番3	株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ 代表取締役 中川清彦	東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル	通所介護	令和3.4.1	2570201604

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第9号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から

廃止の届出があった。
令和3年4月9日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
パナソニックエイジフリーケアセンター彦根駅東・デイサービス	滋賀県彦根市駅東町2番3	パナソニックエイジフリー株式会社 代表取締役 坂口哲也	大阪府門真市大字門真1048	通所介護	2570201307	令和3.3.31

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、法竜川沿岸土地改良区の定款の変更は、令和3年3月29日に認可した。
令和3年4月9日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 森 信 明

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、日野町土地改良区の定款の変更は、令和3年4月1日に認可した。
令和3年4月9日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、愛知川土地改良区の定款の変更は、令和3年3月29日に認可した。
令和3年4月9日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 近 藤 篤

労働委員会告示

滋賀県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条および労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条の規定に基づき、滋賀県労働委員会あっせん員候補者の氏名等を次のとおり公示する。
令和3年4月9日

滋賀県労働委員会会長 吉 田 和 宏

氏 名	現 職	委 嘱 年 月 日
吉 田 和 宏	滋賀県労働委員会委員 弁 護 士	平成13.4.2
土 井 裕 明	滋賀県労働委員会委員 弁 護 士	平成21.4.1
中 岡 研 二	滋賀県労働委員会委員 特定社会保険労務士	平成22.11.26

奥 田 香 子	滋賀県労働委員会委員 近畿大学法学部教授	平成23. 4. 1
中 睦	滋賀県労働委員会委員 弁 護 士	平成31. 4. 1
白 崎 直 樹	滋賀県労働委員会委員 江若交通労働組合 執行委員長	平成22. 11. 26
池 内 正 博	滋賀県労働委員会委員 日本労働組合総連合会滋賀県連合会 事務局長	平成28. 11. 11
辻 喜 則	滋賀県労働委員会委員 関西電力労働組合滋賀地区本部 執行委員長	平成30. 3. 9
大 西 省 三	滋賀県労働委員会委員 U Aゼンセン滋賀県支部 支部長	令和 2. 4. 10
白 木 宏 司	滋賀県労働委員会委員 村田製作所グループ労働組合連合会 特別中央執行委員	令和 2. 10. 9
北 川 鉄 樹	滋賀県労働委員会委員 一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事	平成25. 4. 1
山 口 茂	滋賀県労働委員会委員 東レ株式会社滋賀事業場 事務部長	平成29. 4. 3
森 本 勝	滋賀県労働委員会委員 レーク商事株式会社 取締役社長	令和 2. 11. 13
寺 田 美 弥 子	滋賀県労働委員会委員 一般財団法人近畿健康管理センター 理事 会長	令和 3. 4. 1
中 作 佳 正	滋賀県労働委員会委員 株式会社ナカサク 代表取締役社長	令和 3. 4. 1
小 谷 充 温	滋賀県労働委員会事務局長	令和 3. 4. 1
森 俊 彦	滋賀県労働委員会事務局次長	平成30. 4. 13

病 院 事 業 庁 告 示

滋賀県病院事業庁告示第3号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和3年4月9日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

- 1 委託の相手方 株式会社セラム 愛知県名古屋市北区大曾根一丁目26番23号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立総合病院、滋賀県立小児保健医療センターおよび滋賀県立精神医療センターの外来患者および入院患者の料金収納事務
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで